

人事・労務に役立つ NEWS LETTER

組　合　通　信

10
2026

要確認　時間外労働等に係る相談・支援及び監督指導が見直されました！

「日本成長戦略」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2026」（いずれも、令和 8 年 7 月閣議決定）に示された方針を踏まえ、令和 8 年 9 月 1 日から、全国の働き方改革推進支援センター及び労働基準監督署において、次のような取り組みを行うこととされました。

令和8年9月からの時間外労働等に係る相談・支援及び監督指導が見直しの概要

1．36 協定の締結等に関する相談・支援の充実

全国の働き方改革推進支援センターに、36 協定や特別条項の締結や柔軟な労働時間制度の活用を支援する「**専門相談窓口**」を設ける。

また、働き方改革推進支援センターと労働基準監督署(労働時間相談・支援班）とのチームにより、36 協定や特別条項の締結に関するアウトリーチ型の**訪問支援**を行う。

さらに、よろず支援拠点や商工会議所等との連携を強化し、労務相談のみならず、経営課題の相談にも対応できるような体制を構築する。

2．労働基準監督署における対応の見直し

時間外・休日労働時間数のみに着目して**1か月 45 時間以内への削減を求める一律の指導を見直し、36 協定で定める健康及び福祉を確保するための措置の実施状況を重点的に確認し、確認した状況に応じた必要な指導を行う**こととする。

なお、個々の事業場の実態を踏まえて、過重労働による健康障害が生じるおそれが高い場合には、引き続き必要な指導を行う。

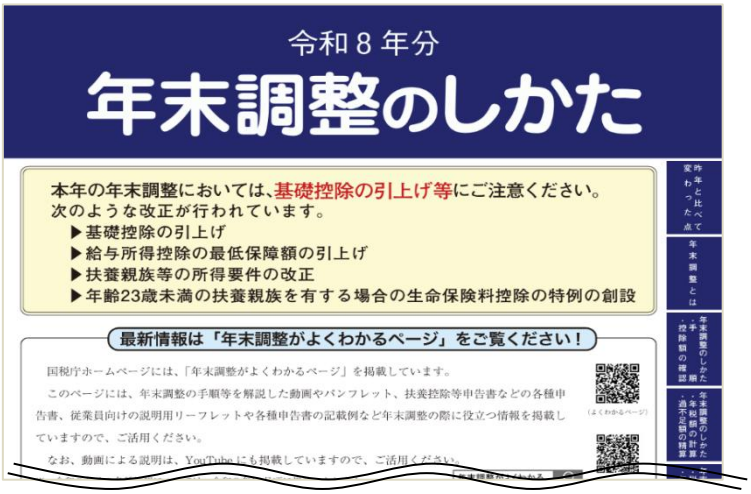
★ 36 協定の締結等に関する相談・支援に関しては、相談窓口やサポート内容に関するリーフレットが公表されています。ご覧になりたいときは、気軽にお声掛けください。

労働基準監督署における対応の見直しについては、まだ手探り状態にあると思いますが、厚生労働大臣は、「今回の見直しについて、時間外労働の上限規制そのものを変更するものではなく、これまで以上に事業場の実態や健康福祉確保措置の状況を踏まえた監督指導を行うためのものです」などとコメントしています。企業としては、各事業場において、36 協定で定める健康福祉確保措置がきちんと実施されているかどうかを再確認しておく必要があるでしょう。

重要・必ずチェック　「令和8年分 年末調整のしかた」を公表(国税庁）

国税庁から、「令和 8 年分 年末調整のしかた」が公表されました。変更点を含め、年末調整の手順などを今一度確認するためにも、今回公表された「令和 8 年分 年末調整のしかた」を、早めにチェックしておきましょう。

「令和 8 年分 年末調整のしかた」のトップページ



トップページにも書かれていますが、本年の年末調整においては、**基礎控除の引上げ、給与所得控除の最低保障額の引上げ、扶養親族等の所得要件の改正**にご注意ください！

昨年分に続き、本年分においても改正が行われます。

また、**年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例の創設**にも注意が必要です。

次ページへ続く

★「令和８年分 年末調整のしかた」のほか、「令和８年分　給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」も公表されています。企業において、年末調整と連動して作成等しなければならない「給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）」についても取り上げられています（これについても、改正事項あり）。

お声掛けくだされば、各資料のＵＲＬをお伝えします。必要であれば、改正事項の内容なども説明させていただきます。

重要改正　令和8年度の地域別最低賃金の改定状況―すべての都道府県で出揃う！

令和８年度の地域別最低賃金について、各地方最低賃金審議会での答申が出揃い、その結果が厚生労働省から公表されました。これによると、中央最低賃金審議会が示した目安額を超える改定が 47 都道府県中 33 府県で答申されており、全国加重平均額も、目安額として示された 1,176 円を１円上回る「1,177 円」となっています。発効年月日とともに、最寄りの地域の地域別最低賃金の額をご確認ください。

令和8年度の地域別最低賃金の改定状況の一覧

都道府県名	最低賃金時間額 （　　）は前年度	発効年月日※	都道府県名	最低賃金時間額 （　　）は前年度	発効年月日※
北海道	1131 円(1075 円)	令和８年 10 月１日	滋賀	1136 円(1080 円)	令和８年 10 月３日
青森	1090 円(1029 円)	令和８年 10 月 29 日	京都	1180 円(1122 円)	令和８年 11 月 16 日
岩手	1090 円(1031 円)	令和８年 12 月１日	大阪	1231 円(1177 円)	令和８年 10 月１日
宮城	1098 円(1038 円)	令和８年 10 月１日	兵庫	1172 円(1116 円)	令和８年 10 月１日
秋田	1090 円(1031 円)	令和８年 10 月 14 日	奈良	1107 円(1051 円)	令和８年 10 月４日
山形	1092 円(1032 円)	令和８年 10 月 30 日	和歌山	1101 円(1045 円)	令和８年 10 月３日
福島	1094 円(1033 円)	令和８年 10 月 16 日	鳥取	1090 円(1030 円)	令和８年 10 月３日
茨城	1136 円(1074 円)	令和８年 10 月 18 日	島根	1092 円(1033 円)	令和８年 10 月 10 日
栃木	1125 円(1068 円)	令和８年 10 月１日	岡山	1104 円(1047 円)	令和８年 10 月２日
群馬	1120 円(1063 円)	令和８年 10 月３日	広島	1141 円(1085 円)	令和８年 10 月 11 日
埼玉	1196 円(1141 円)	令和８年 10 月１日	山口	1101 円(1043 円)	令和８年 10 月８日
千葉	1195 円(1140 円)	令和８年 10 月１日	徳島	1103 円(1046 円)	令和８年 11 月１日
東京	1280 円(1226 円)	令和８年 10 月１日	**香川**	**1092 円(1036 円)**	**令和８年 10 月１日**
神奈川	1279 円(1225 円)	令和８年 10 月１日	愛媛	1093 円(1033 円)	令和８年 11 月１日
新潟	1108 円(1050 円)	令和８年 10 月１日	高知	1086 円(1023 円)	令和８年 10 月 29 日
富山	1119 円(1062 円)	令和８年 10 月１日	福岡	1114 円(1057 円)	令和８年 10 月４日
石川	1113 円(1054 円)	令和８年 10 月３日	佐賀	1095 円(1030 円)	令和８年 11 月 15 日
福井	1112 円(1053 円)	令和８年 10 月４日	長崎	1087 円(1031 円)	令和８年 11 月２日
山梨	1113 円(1052 円)	令和８年 11 月１日	熊本	1092 円(1034 円)	令和８年 12 月１日
長野	1117 円(1061 円)	令和８年 10 月２日	大分	1096 円(1035 円)	令和８年 11 月１日
岐阜	1121 円(1065 円)	令和８年 10 月１日	宮崎	1085 円(1023 円)	令和８年 10 月 24 日
静岡	1154 円(1097 円)	令和８年 10 月 15 日	鹿児島	1090 円(1026 円)	令和８年 10 月 25 日
愛知	1195 円(1140 円)	令和８年 10 月１日	沖縄	1086 円(1023 円)	令和８年 12 月２日
三重	1143 円(1087 円)	令和８年 10 月１日	全国加重平均	1177 円(1121 円)	―

□ は改定あり
（すべての都道府県で改定）

※ 発効年月日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性があります。

★ 昨年度ほどではありませんが大幅な引き上げとなるので、最低賃金割れが生じないように注意しましょう。不安であれば、気軽にご相談ください。

また、政府は、最低賃金引上げに対応する中小企業・小規模事業者への支援策を講ずることとしていますので、これについてもお尋ねください。

お仕事カレンダー 10 月

10 / 13
- ９月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

11 /2
- ９月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- ８月決算法人の確定申告と納税・2027 年２月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
- 労働者死傷病報告書の提出（休業４日未満の７月～９月分）
- 労働保険料の納付（延納第２期分）

